



福岡県医発第 3301 号（地）
令和 7 年 3 月 17 日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会
会 長 蓮 澤 浩 明
（公 印 省 略）

令和 7 年 4 月以降の地域加算の取扱いについて

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、診療報酬点数表における入院基本料等加算の「A218 地域加算」は、医療経費における地域差に配慮したものであり、「一般職の職員の給与に関する法律」（以下「法」）第 11 条の 3 第 1 項に規定する人事院規則で定める地域、その他の厚生労働大臣が定める地域に所在する保険医療機関に入院している患者について、同令で定める級地区分に準じて入院基本料、特定入院料の加算として算定できるものであります。

今般、法及び人事院規則の改正により同令で定める地域及び級地区分が見直され、令和 7 年 4 月 1 日より施行されるところですが、令和 7 年 4 月 1 日以降の地域加算の算定に係る地域及び級地区分の取扱いについては、当分の間、従前の例によることとし、次回診療報酬改定による対応となる旨、厚生労働省保険局より日本医師会を通じて連絡がありました。

また、「厚生労働大臣が指定する病院の病棟並びに厚生労働大臣が定める病院、基礎係数、暫定調整係数、機能評価係数Ⅰ及び機能評価係数Ⅱ」の別表第四から別表第六に定める地域加算の取扱いについても同様の取扱いとなります。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただき、貴会会員への周知方よろしくお願い申し上げます。

小郡三井医師会より

医療保険担当理事 肥山淳一郎
会長 島田昇二郎

日医発第 2107 号（保険）

令和 7 年 3 月 11 日

都道府県医師会
社会保険担当理事 殿

日本医師会常任理事
長 島 公 之
（公印省略）

令和 7 年 4 月以降の地域加算の取扱いについて

診療報酬点数表における入院基本料等加算の「A218 地域加算」は、医療経費における地域差に配慮したものであり、「一般職の職員の給与に関する法律」（以下「法」）第 11 条の 3 第 1 項に規定する人事院規則で定める地域、その他の厚生労働大臣が定める地域に所在する保険医療機関に入院している患者について、同令で定める級地区分に準じて入院基本料、特定入院料の加算として算定できるものであります。

今般、法及び人事院規則の改正により同令で定める地域及び級地区分が見直され、令和 7 年 4 月 1 日より施行されるところですが、令和 7 年 4 月 1 日以降の地域加算の算定に係る地域及び級地区分の取扱いについては、当分の間、従前の例によることとし、次回診療報酬改定による対応となりますのでご連絡申し上げます。

また、「厚生労働大臣が指定する病院の病棟並びに厚生労働大臣が定める病院、基礎係数、暫定調整係数、機能評価係数Ⅰ及び機能評価係数Ⅱ」の別表第四から別表第六に定める地域加算の取扱いについても同様の取扱いとなります。

つきましては、貴会会員への周知方ご高配賜りますようお願い申し上げます

【添付資料】

令和 7 年 4 月以降の地域加算の取扱いについて

（令和 7 年 3 月 11 日 保医発 0311 第 1 号 厚生労働省保険局医療課長）

保医発 0311 第 1 号
令和 7 年 3 月 11 日

地方厚生（支）局医療課長
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）長
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）長

殿

厚生労働省保険局医療課長
(公 印 省 略)

令和 7 年 4 月以降の地域加算の取扱いについて

地域加算については、「診療報酬の算定方法」（平成 20 年厚生労働省告示第 59 号）等の定めにより、「一般職の職員の給与に関する法律」（昭和 25 年法律第 95 号。以下「法」という。）第 11 条の 3 第 1 項に規定する人事院規則で定める地域その他の厚生労働大臣が定める地域に所在する保険医療機関に入院している患者について、同令で定める級地区分に準じて所定点数に加算することとしています。

今般、法及び人事院規則の改正により同令で定める地域及び級地区分が見直され、令和 7 年 4 月 1 日より施行されるところですが、令和 7 年 4 月 1 日以降の地域加算の算定に係る地域及び級地区分については、当面の間、なお従前の例によることとするので、その取扱いについて遺漏なきよう、周知徹底をお願いします。

また、「厚生労働大臣が指定する病院の病棟並びに厚生労働大臣が定める病院、基礎係数、暫定調整係数、機能評価係数Ⅰ及び機能評価係数Ⅱ」（平成 24 年厚生労働省告示第 165 号）の別表第四から別表第六に定める地域加算の取扱いについても同様とするので、併せて周知徹底をお願いします。

(参考)

一般職の職員の給与に関する法律（昭和 25 年 4 月 3 日法律第 95 号）（抄）

（地域手当）

第十一条の三 地域手当は、当該地域における民間の賃金水準を基礎とし、当該地域における物価等を考慮して人事院規則で定める地域に在勤する職員に支給する。当該地域に近接する地域のうち民間の賃金水準及び物価等に関する事情が当該地域に準ずる地域に所在する官署で人事院規則で定めるものに在勤する職員についても、同様とする。

2 地域手当の月額、俸給、俸給の特別調整額、専門スタッフ職調整手当及び扶養手当の月額の合計額に、次の各号に掲げる地域手当の級地の区分に応じて、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

- 一 一級地 百分の二十
- 二 二級地 百分の十六
- 三 三級地 百分の十五
- 四 四級地 百分の十二
- 五 五級地 百分の十
- 六 六級地 百分の六
- 七 七級地 百分の三

3 前項の地域手当の級地は、人事院規則で定める。

診療報酬の算定方法（平成 20 年厚生労働省告示第 59 号）（抄）

別表第一 医科診療報酬点数表

第 2 節 入院基本料等加算

区分

A 2 1 8 地域加算（1 日につき）

- 1 1 級地 18 点
- 2 2 級地 15 点
- 3 3 級地 14 点
- 4 4 級地 11 点
- 5 5 級地 9 点
- 6 6 級地 5 点
- 7 7 級地 3 点

注 一般職の職員の給与に関する法律（昭和 25 年法律第 95 号）第 11 条の 3 第 1 項に規定する人事院規則で定める地域その他の厚生労働大臣が定める地域に所在

する保険医療機関に入院している患者（第1節の入院基本料（特別入院基本料等を含む。）、第3節の特定入院料又は第4節の短期滞在手術基本料のうち、地域加算を算定できるものを現に算定している患者に限る。）について、同令で定める級地区分に準じて、所定点数に加算する。

別表第二 歯科診療報酬点数表

第2節 入院基本料等加算

通則

- 1 本節各区分に掲げる入院基本料等加算（区分番号A250に掲げる地域歯科診療支援病院入院加算を除く。）は、それぞれの算定要件を満たす患者について、医科点数表の第1章第2部第2節に掲げる入院基本料等加算の例により算定する。（略）

区分

A214 地域加算

厚生労働大臣が指定する病院の病棟並びに厚生労働大臣が定める病院、基礎係数、機能評価係数Ⅰ、機能評価係数Ⅱ、救急補正係数及び激変緩和係数（平成24年厚生労働省告示第165号）（抄）

四 厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法別表20に規定する厚生労働大臣が定める機能評価係数Ⅰ

- イ 別表第一から別表第三までの病院の欄に掲げる病院であって診療報酬の算定方法別表第一医科診療報酬点数表（以下「医科点数表」という。）区分番号A104に掲げる特定機能病院入院基本料に係る届出を行ったものに係る機能評価係数Ⅰ

別表第四の左欄に掲げる医科点数表に規定する診療料（以下「診療料」という。）を算定することができる病院ごとにそれぞれ同表の右欄に掲げる数（同表の左欄に掲げる診療料のうち二以上の項に掲げるものを算定することができる病院にあっては、当該二以上の項の右欄に掲げる数を合算して得た数）

- ロ 別表第一から別表第三までの病院の欄に掲げる病院であって医科点数表区分番号A105に掲げる専門病院入院基本料に係る届出を行ったものに係る機能評価係数Ⅰ

別表第五の左欄に掲げる診療料を算定することができる病院ごとにそれぞれ同表の右欄に掲げる数（同表の左欄に掲げる診療料のうち二以上の項に掲げるものを算定することができる病院にあっては、当該二以上の項の右欄に掲げる数を合

算して得た数)

ハ 別表第一から別表第三までの病院の欄に掲げる病院（イ又はロに規定する病院を除く。）に係る機能評価係数 I

別表第六の左欄に掲げる診療料を算定することができる病院ごとにそれぞれ同表の右欄に掲げる数（同表の左欄に掲げる診療料のうち二以上の項に掲げるものを算定することができる病院にあっては、当該二以上の項の右欄に掲げる数を合算して得た数)

別表第四（抜粋）

医科点数表に規定する診療料	機能評価係数 I
A 2 1 8 地域加算（1 1級地）	0.0066
A 2 1 8 地域加算（2 2級地）	0.0055
A 2 1 8 地域加算（3 3級地）	0.0051
A 2 1 8 地域加算（4 4級地）	0.0040
A 2 1 8 地域加算（5 5級地）	0.0033
A 2 1 8 地域加算（6 6級地）	0.0018
A 2 1 8 地域加算（7 7級地）	0.0011

別表第五（抜粋）

医科点数表に規定する診療料	機能評価係数 I
A 2 1 8 地域加算（1 1級地）	0.0066
A 2 1 8 地域加算（2 2級地）	0.0055
A 2 1 8 地域加算（3 3級地）	0.0051
A 2 1 8 地域加算（4 4級地）	0.0040
A 2 1 8 地域加算（5 5級地）	0.0033
A 2 1 8 地域加算（6 6級地）	0.0018
A 2 1 8 地域加算（7 7級地）	0.0011

別表第六（抜粋）

医科点数表に規定する診療料	機能評価係数 I
A 2 1 8 地域加算（1 1級地）	0.0066
A 2 1 8 地域加算（2 2級地）	0.0055
A 2 1 8 地域加算（3 3級地）	0.0051
A 2 1 8 地域加算（4 4級地）	0.0040
A 2 1 8 地域加算（5 5級地）	0.0033
A 2 1 8 地域加算（6 6級地）	0.0018
A 2 1 8 地域加算（7 7級地）	0.0011